

◎新潟県告示第1348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の水上土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年12月14日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

理 事 上越市板倉区小石原189番地 小林 勲

就任年月日 令和3年11月26日

2 退 任

理 事 上越市板倉区小石原194番地 矢崎 徳雄

退任年月日 令和3年11月25日